

土地の売買や住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る 登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

令和6年度の税制改正により、次の2及び3の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。

なお、次の1の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和8年3月31日までとなっています。

1 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条第1項）

登 記 の 種 類	本 則	軽減措置 (適用期限：R8.3.31まで)
① 所有権の移転の登記	2.0 %	1.5 %
② 所有権の信託の登記	0.4 %	0.3 %

2 住宅用家屋の所有権の保存登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2、第73条）

登 記 の 種 類	本 則	軽減措置 (適用期限：R9.3.31まで)
① 所有権の保存の登記	0.4 %	0.15 %
② 所有権の移転の登記	2.0 %	0.3 %

※ 特定の住宅用家屋の所有権の保存登記等については、さらに税率が軽減されます。詳しくは、「特定の住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ」をご覧ください。

3 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（租税特別措置法第75条）

登 記 の 種 類	本 則	軽減措置 (適用期限：R9.3.31まで)
抵当権の設定の登記	0.4 %	0.1 %

(注) 上記2及び3の軽減措置の適用を受けるためには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書（住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定の要件を満たす旨の証明）を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。

令和6年4月 税務署